子どもを産み 育てやすいまちに

特定不妊治療への支度金と

蒲郡市 独自制度!

治療費の一部助成を始めます

特定不妊治療を新たに始める方への支度金の支給、及び特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

事業費: 20,650 千円 (財源内訳:一般財源 20,650 千円)

令和4年4月より、不妊治療費が医療保険適用となり経済的負担は軽減されました。 一方で、愛知県の特定不妊治療費助成制度は終了し、また医療保険で認められる治療に は回数や年齢制限があり、先進医療として保険適用外に位置づけられている治療もある ことから全ての人の負担軽減にならない現状もあります。

本市では、子どもを望むすべてのご夫婦に対して、安心して特定不妊治療が受けやすいよう保険診療の有無、年齢、助成期間、回数に制限を設けず治療費の一部を助成し、さらに特定不妊治療を望む方への支度金を支給します。

1 特定不妊治療支度金

対 象 者:初めて蒲郡市で特定不妊治療の申請をする方

支 給 額:2万円(同夫婦に対して生涯1回のみ) 支 給 方 法:1回目の治療終了後の助成金の支払い時

2 特定不妊治療費の一部助成

対象とする治療:令和4年4月1日以降に開始した治療

体外受精、顕微授精、先進医療等を含む特定不妊治療

(保険診療適用の有無を問わない)

助 成 額:保険診療内 1回の治療につき自己負担額の1/2で上限10万円

保険診療外 1回の治療につき上限30万円

申 請 期 間:1回の治療が終了するごとに申請

治療終了日の属する年度内(3月末日)まで

そ の 他:所得、年齢、助成期間、回数に制限はありません

※対象者(1, 2共通)①から③のすべての満たす方

- ①婚姻の届出をしている、または事実婚の夫婦であること
- ②不妊治療が必要であると診断され、その治療を受けたもの
- ③夫婦のいずれかまたは両方が市内に住所を有するもの

問い合わせ先

健康福祉部健康推進課 母子保健担当

電話:0533-67-1151 メール: hoken@city.gamagori.lg.jp

